

Title	自由党静岡事件の新資料二篇
Sub Title	Two new materials on the case of Liberal party in Shizuoka prefecture, 1886
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka) 寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.9 (1982. 9) ,p.81- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820928-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党静岡事件の新資料二篇

手塚 豊
寺崎 修

私たちは、本誌第五十五卷二号（昭和五十七年二月）に、「自由党静岡事件に関する新資料——鈴木音高外八名国事ニ關スル供述書——」を發表し、従来、その行方が全く不明であつた幻の警視庁文書を紹介した。⁽¹⁾ 本稿は、前稿發表後、あらたに発見した新資料二篇を紹介するものであり、前稿のいわば続篇である。東京地方裁判所検事局（現在の東京地方検察庁）所蔵の静岡事件関係公文書の全てが戦災により焼失した現在、その不足を補うための新資料探索は、同事件の研究上、何よりも心がけねばならないことであり、いままなお必要欠くべからざる大前提といえる。

ここに紹介する二文書の最初的一篇は、事件関係者の清水綱義に對する警察訊問調書一通であり、他の一篇は、事件の中心的存在であつた宮本鏡太郎、鈴木辰三、山岡（鈴木）音高、中野二郎三郎の

獄中行状録四通である。いずれも、これまでの静岡事件研究において不明であつた部分に、はじめて照明をあてるものであり、同事件の全貌究明のためには、寔に貴重な文書といわねばならない。ここにその全文を覆刻、紹介する所以である。

次に、各文書について、簡単な解題を附しておく。その標題は、筆者が適宜附したものであり、原文のものではない。

一 清水綱義訊問調書

自由党静岡事件関係者の東京での一斉検挙は、明治十九年六月十二日夜にはじまつた。⁽³⁾ 他方、静岡地方でのそれは、警視庁から特派された武田警部（信寿）⁽⁴⁾、中山警部（利明）⁽⁵⁾の応援をうけた諏訪静岡県警部長（楳）⁽⁶⁾の指揮により、六月十三、十四の両日に実行された。

明治十九年六月十五日・静岡大務新聞は、清水綱義逮捕の模様につき、次のごとく報じている。

……十三日の午前二時頃四名の警吏二人曳の人力車にて藤枝警察署に赴き同署より更に二名の巡查を随ひ直ちに島田分署に到り、夫より同宿在落合村の同党員清水綱義氏(故赤井景韶を止宿せしめたる人)方へ出張せんとする際同氏は同分署へ自首されしとかにて妻と共に拘引、昨日彼地より護送されたり。

この報道が真実を伝えるものとする、清水綱義は、合計六名の警察官が彼の逮捕に向かう直前の六月十三日未明、藤枝警察署島田分署に自首し、さらに翌十四日、静岡警察署に護送されたこととなる。清水自首の一件については、これを否定する「明治政史・静岡事件」の見解があるが、前掲新聞報道のほか、北海道空知集治監で教誨師をしていた留岡幸助の日記の一節に、「清水綱義此事(藤枝)ノ警察署に自首セリ」とあること、また、同日記の別の箇所(綱義)で、山岡音高に関するメモの部分にも「清水清高氏ハ吾儕(山岡)をさす一筆者註ガ捕ハレシヲ以テ其人ガ國中ニアリテ藤枝警察署ニ自白セリ」とみえていることなどから、彼が藤枝警察署(島田分署)に自首したことは、ほぼ疑いがないと思われる。すなわち、清水は、警察の一斉検挙開始直後に、捜査当局のあわただしい動向を察知し、もはや自分が逃れる道はないと考え、みずから進んで縛に就くことを決意したのであつた。彼が、警察当局に抵抗する道を選ばず、進んで自首を行う道を選んだのは、少しでも警察当局の心証をよくしておいた方が厳しい刑罰を回避する上で、得策と考えたからであらう。

静岡警察署における事件関係者の取り調べは、精力的に進められた。そのことは、六月十七日・静岡大務新聞が「諏訪警部長はじめ各警官は、午前五時前より夜十時頃迄、該事件の顛末を取調べ居らるゝ由にて中々の繁忙なり」と伝えている通りである。

清水綱義は、静岡警察署詰警部立花精一郎の取り調べに対し、躊躇することなく、事件の全容を供述した。藤枝警察署への自首の一件といい、また、自己の正当化のみに終始した供述内容といい、自由民権家としての清水の行動は、寔にふがいないものであつたといえる。当時、静岡地方での検挙者としては、鈴木辰三、小林喜作、中野二郎三郎、足立邦太郎、名倉良八、上原春夢ら(14)がおり、彼らもまた、同様の取り調べをうけていた筈であるが、清水綱義の供述が、静岡地方の逮捕者のなかでもつとも早かつたことは、疑いのないところである。

かくして、清水の供述により、事件の確証をえた武田警部は、翌十五日早朝、このことを警視庁に急報するため、清水綱義の「口供拔萃」を持参し、急ぎ帰京することになつた。六月十六日・静岡大務新聞は、このことを次のように報じている。

今回の嫌疑拘引事件の爲め来県されし警視庁警部のうち、武田信寿氏は、昨朝二人曳の人力車にて帰京の途に就かれたり。

……中山警部は尚ほ滞在、諏訪警部長と共に取調に力を尽され、各警官も昼夜探偵に奔走中なりとか。

同月同日夜、東京に着いた武田警部は、ただちに上司である警視庁第三局長(兼書記局長)小野田元瀨(15)を訪れ、静岡における取り調べ

状況を報告するとともに、清水の「口供抜萃」を提出した。

武田警部の急報により、このことを報告する小野田局長の警視総監三島通庸宛六月十六日付書簡は、次の通りである。

(封書表書)

総 監 公 閣 下 元 瀧

(書簡)

拜啓 昨夜武田ナル者静岡ヨリ帰京。静岡表ニ於而之調書供
貴覽候。其他主務局長ヨリ承り候ニ湊省太郎ナル者モ白状セシ
由。誠ニ好都合ニ御座候。

六月十六日

匆々

清水綱義の「口供抜萃」が、武田警部、小野田局長の手をへて、
三島警視総監の「貴覽」に供されたことは、右の書簡によつて明白
であらう。

本稿で紹介する清水綱義警察訪問調書(口供抜萃)は、まさに、右
の経緯をへて三島警視総監の手元に届けられた一文書である。

同文書は、「口供抜萃 追訊問調書」と題する十二行普通野紙四
枚の綴りで、現在、それは、前掲小野田書簡とともに国立国会図書
館憲政資料室蔵「三島通庸関係文書」に収録されている。その内容
は、事件関係者の一人である清水綱義がいちばやく事件の全容を供
述するものであり、同文書の末尾には、彼の名前とともに、取り調べ
にあつた立花精一郎(静岡警察署詰警部)の名前がみえてゐる。

自由党静岡事件の新資料二篇

この訊問調書は、抜萃されたものであるとはいへ、これまで、清
水綱義関係の訊問調書が未発見という資料状況を打開するものとし
て、また、警視庁の訊問以前の静岡警察署における取り調べ状況を
示すはじめての資料として、その価値は、多大であると思われる。

二 宮本鏡太郎、鈴木辰三、山岡(鈴木)音高、

中野二郎三郎の獄中行状録

自由党静岡事件の判決言渡は、明治二十年七月十三日、東京重罪
裁判所において行われた。事件関係者の量刑は、次の通りである。¹⁷⁾

湊省太郎(有期徒刑十五年)。宮本鏡太郎(同前)。鈴木辰三(同前)。

清水綱義(同前)。山岡音高(有期徒刑十四年)。中野二郎三郎(同

前)。清水高忠(有期徒刑十三年)。小池勇(有期徒刑十二年)。木原

成烈(同前)。小山徳五郎(同前)。川村弥市(同前)。足立邦太郎

(同前)。名倉良八(同前)。藪(広瀬)重雄(同前)。潮湖伊助(重

懲役九年)。村上佐一郎(同前)。高橋六十郎(同前)。浅井満治

(同前)。山田八十太郎(懲役八年)。平沢幸次郎(懲役六年)。

上原春夢(重禁錮四年)。真野真徳(重禁錮二年六月)。大畑常兵衛

(同前)。小林喜作(重禁錮一年六月)。室田半二(同前)。

右のうち、湊省太郎、清水綱義、浅井満治、上原春夢は獄中で死

亡し、小林喜作、室田半二の兩名は、明治二十二年一月に、大畑常

兵衛は、二十三年一月に、真野真徳は、二十三年四月に、高橋六十

郎は、二十九年七月に、それぞれ満期出獄した。また、平沢幸次

郎、村上佐一郎、潮湖伊助、山田八十太郎の四名については満期以

前に仮出獄が認められ、⁽¹⁹⁾さらに、清水高忠、小池勇、木原成烈、小山徳五郎、川村弥市、足立邦太郎、名倉良八、藪重雄の八名は、三十年一月三十一日、英照皇太后の死去にともなう大赦令(勅令第七号)により減刑出獄したから、静岡事件関係者で最後まで(三十年七月十二日、特赦となるまで)獄中にながれていたのは、宮本鏡太郎、鈴木辰三、山岡音高、中野二郎三郎の四名だけであつた。これらの人々が最後まで釈放されなかつたのは、彼らが事件の中心的存在であつたという理由からであろうが、もしも、湊省太郎や清水綱義がこのときまで生存していたとするならば、彼らもまた、最後まで釈放されることなく、前述の四名と全く同じであつたと思われる。

ここに紹介する資料は、現在、国立公文書館が所蔵する「明治公文雑纂」(巻二十二・司法省二)所載の記録で、北海道集治監空知分監十行野紙(宮本鏡太郎行状録、山岡音高行状録、中野二郎三郎行状録)六枚、そして同網走分監十三行野紙(鈴木辰三行状録)二枚の、合計八枚の綴りである。

これまで、自由党静岡事件関係者の獄中関係資料としては、前掲留岡幸助日記のほか、供野外吉ならびに村本喜代作の両氏が紹介された清水高忠関係記録が知られている。留岡日記は、山岡音高、宮本鏡太郎、藪重雄、木原成烈など静岡事件関係者の経歴、犯罪歴などを摘記した留岡自身のメモを含むものであり、清水高忠関係記録は、釧路分監長の本監典獄宛上申書とそれに添付された教誨師視察意見書、身上票、作業表、視察表、行状録などを含む詳細な記録である。

このように、右の記録は、いずれも静岡事件関係者の獄中生活を知る上で、欠くべからざる必読の資料といふべきであるが、しかし、彼らの獄中生活は一樣ではなく、これらの資料をもつてしてもなお、その全容は、いまだ解明されたとはいえない。すなわち、前掲留岡日記には、静岡事件関係者の記録が数多く含まれているとはいへ、その内容は、入獄以前の経歴などが中心で、彼らの獄中生活については、ほとんど言及されていないといえるし、他方、前掲清水高忠関係記録は、結局のところ、清水だけの記録にとどまるからである。

その意味で、ここに紹介する獄中行状録四通は、待望久しかりしものであり、自由党静岡事件の中心人物たちの獄中生活を知る上で、欠くことのできない基礎資料であると思われる。

(1) 上記資料の発見は、マス・コミなどでも大きくとりあげられた(中日新聞・静岡版・昭和五十七年一月七日、中日新聞・名古屋版・同年同月八日、東京新聞・同年二月一日、中央公論・歴史と人物・昭和五十七年五月号・二四二頁―二四三頁)。

(2) 清水の略歴については、原口清「明治前期地方政治史研究」下巻・昭和四十九年・四三六頁―四四三頁、枝村三郎「清水綱義顕彰」・昭和五十六年十二月、に簡単な記述がある。

(3) 手塚豊「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究・第四十巻五号・昭和四十二年五月・二二頁。

(4)(5) 武田と中山は、当時、第三局警部であつた(明治十九年十二月職員録(甲)・四〇一頁)。

(6) 諏訪は、明治十七年七月十四日、警視庁一等警察使兼四等警視から

静岡県警部長になり、同十九年八月十二日までその地位にあつた(明治十七年二月官員録・二二五枚裏、静岡県警察史・上巻・昭和五十三年十一月・一三五七頁)。

(7) 手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究・第四十卷五号・二三頁。

(8) 明治十五年七月一日、静岡警察署藤枝分署は、藤枝警察署に昇格した。これにより、それまで静岡警察署の管轄下にあつた島田分署は、藤枝警察署の管轄となつた(前掲静岡県警察史・上巻・一三三頁)。

(9) 「明治政史・静岡事件」は、清水が「家の周囲に張り込んでいた、私服巡査に組み付かれ」て逮捕されたとの立場をとつている(静岡新報・大正十五年五月十九日)。

(10) 留岡幸助日記編集委員会「留岡幸助日記」第一卷・三三一頁。なお、留岡の生涯については、毎日新聞に九十九回にわたつて連載された高瀬善夫「一路到白頭——留岡幸助の生涯——」(昭和五十七年一月四日—同年五月八日)に詳しい。

(11) 前掲「留岡幸助日記」第一卷・三一二頁。

(12) かつて手塚は、「もしも清水の自首にもつき警察当局が事件を探知したのならば、当然に静岡県の警察が検挙の主体となつた筈であるが、実際は警視庁の活動によつて摘発が開始された」と述べ、そのことを理由に、清水自首の一件は疑問と考へる見解を示した(手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究・第四十卷五号・二三頁—二四頁)。しかし、その後にもい出した資料を総合すると清水自首の一件そのものを否定することはできないと思う。静岡事件発覚の端緒が清水自首の一件によるものではないという手塚の主張は、いまもかわらないが、本文中に述べたごとく、彼の自首が一斉検挙開始後であるとすれば、その可能性は否定できないからである。ここに補訂しておく。

自由党静岡事件の新資料二篇

(13) 立花は、明治十四年十二月四日、次城県警部から静岡県警部に転じ、十八年十二月二日から静岡警察署詰となつた。彼は、十九年十月一日に下田警察署長になるまでその地位にあつたから、事件当時、静岡警察署詰警部の身分であつた(静岡県警察本部所蔵の官歴書による)。

(14) 註7に同じ。

(15) 小野田(書記局長)は、明治十九年二月五日、第三局長を兼務することになり、同年七月二十日、一等警視園田安賢が第三局長に就任するまで、第三局長を兼ねていた(警視庁史稿・庁府県警察沿革史・其ノ二・六頁、八頁)。なお、第三局長は、高等警察を担当した(明治十九年五月四日・勅令第四二号「警視庁官制」第三九条)。

(16) ここでいう「主務局長」とは、当時第二局長であつた林三介をさすものと思われる。林は、明治十九年一月二十八日、第二局長に就任し、同二十三年三月七日、宮城控訴院検事長に転任するまでその地位にあつた(前掲警視庁史稿・庁府県警察沿革史・其ノ二・一六一頁、一六四頁)。なお、第二局長は、司法警察を担当した(明治十九年五月四日・勅令第四二号「警視庁官制」第四二条)。

(17) 手塚豊「自由党静岡事件判決書——続・明治法制史料雑纂(八)——」・法学研究・第三十九卷一号・昭和四十一年一月・七〇頁以下。

(18) 「明治公文雑纂」・卷二十二・司法省二。なお、小林、室田、大畑、高橋の刑期起算日は、いずれも、明治二十年七月十三日であり、また、大審院へ上告した真野のそれは、同年十月十三日である。

(19)(20) 前掲「明治公文雑纂」・卷二十二・司法省二。

(21) 留岡幸助日記の一部(木原成烈の項)は、すでに、村本喜代作「静岡事件の全貌」・昭和四十七年・四九頁—一五〇頁によつて紹介されていたが、最近、同日記の全文が公刊され、木原以外の事件関係者についてのメモ

が明らかとなつた(留岡幸助日記編集委員会・留岡幸助日記・昭和五十四年)。

(22) 供野外吉「北海道での自由民権運動余瀝(7)——静岡・名古屋事件の人たち——」・北海道地方史研究・第四四号・昭和三十七年・一九頁—二〇頁、村本・前掲「静岡事件の全貌」・一二八頁—一三三頁。

(23) 前掲「留岡幸助日記」第一巻・三一—一頁以下。

前註

(1) 漢字については、現在、一般に使用されているものに、**ト**、**ナ** どの合字については、**トモ**、**コト**などに、それぞれ改めた。

(2) 濁点の有無については、不統一であるが原文のままとした。

(3) 誤記、脱漏と判断される箇所は、行間に()を附して註記した。

(4) □は、判読困難の文字、あるいは汚損などのため不明の文字である。

(5) 標題については、()を附して、筆者が適宜これを補つた。

一 清水綱義訪問調査

口供抜萃

追訊問調査

問 汝カ己ニ首出シタル犯罪ノ事実ニ付是マテ申立タル外ニ尚ホ情故アルナラン包マス申立テヨ

答 前ニ申上タル通り東西ニ奔走スル志士輩ノ唱ル所ヲ聞クニ共和政治ヲ徳トシ国家ニ害ヲ加ヘント欲スル勢日一日ニ盛ニ相成実ニ容易ナラサル形勢ニ付其事実ヲ探得シ為メ曾テ自己ノ意思外

ノコトヲモナシ又悪事ナルハ承知シテ為シタル義ナレハ決シテ今更ニ身ヲ惜ンテ不実ノ申立ハセサルナリ
問 汝カ己ノ思想ニ反対ナルモノト交際スルカ如ク申立ルハ何カ為メニスル所アルカ

答 私ハ常ニ至貴至尊ノ御為メニナラサルモノヲ除カン為メノ精神ナレハ好テ共和政体等ヲ唱道スルモノ等ト交際ヲ求メ愈々事ヲ拳ケ国家ニ害ヲ為サントスルトキハ精忠ヲ^(ママ)尽スノ心得ヨリ努メテ志士ト交際スル次第デアリマス

問 然ラハ汝ハ常ニ国家ニ害ヲ為サントスルモノ、挙動ニハ最も注意シテ居ルナラン

答 左様デアリマス故ニ輓近恐ルヘキ爆裂弾杯ヲ使用セントスルモノ、挙動ニハ注意シテ居リマスカ当静岡県下ニテハ右様ノ所為ヲ企ント思フモノハ鈴木音高^二鈴木音高^一濰重雄^二鈴木音高^一等ノ計画デモ一両名ハコレアルカト考ヘラレマス

問 近頃濰省太郎鈴木音高^二等^一等カ出京シ居ルモ右等ノ計画デモ為スナランカ如何

答 明治十七年中赤井事件ヨリ已来鈴木音高トハ深く交リマセン故ニ其実況ハ知りマセン
問 明治十七年頃志士カ政府ニ反対セントスルニハ夫々準備モ為セシナランカ知ラサルカ

答 承知シテ居リマス是非金員ヲ集サレハ政府ヲ改良スル能ハスト云フテ頻ニ其準備ヲ致シマシタ
問 準備ノミナラス実行セシ事アリシナラン

答 実行シタルコトモアリマス

問 夫レハ何レニテ実行セシカ

答 駿河国志太郡水上村石川イト方へ押入強盜ノ所為カアリマシタ

問 其人々ハ誰レノナルカ

答 鈴木音高濠省太郎広瀬重雄小池勇村上佐一郎鈴木辰三外ニ栃木

県下ノ者ノ由ニテ姓名未タ知ラサル壯士^(宮本鏡太郎トノ事ナリ) 自分共

都合八人ニテ銘々刀劍ヲ携へ押入奪取リマシタ

問 其節被告人ヲ縛ルニ針銅ヲ以テ双手ヲ縛セシガ誰カ發明セシカ

答 私ノ發明ニテ若モノ等共ニ針銅ヲ以テ双手ヲ縛^マセシガ誰カ發明

セシカ

問 其時奪取リタル金額ハ何程ニテ銘々ハ何程ツ、配分セシカ

答 宍人分金八九円程ツ、配分致シマシタ

問 誰カ配当セシカ

答 鈴木音高カ配当ヲ致シマシタ

問 其他ニモ針銅ヲ以テ縛シ金錢ヲ強奪セシ処アルカ矢張汝等ナラ

シ

問 私ハ参リマセンカ針銅ヲ以テ縛シタルヲ見レハ必ラス鈴木音高

等ノ組ナラン

問 其他ニハナキヤ

答 有渡郡用宗村ト覚ヘマスカ大家ナル医師ノ宅へ押入ント其門口

マテ参リタルモ手筈アシクテ実行シ得マセンデシタカ明治十七

年八月九日ト思ヘマス

問 石川イト方へ押入シタルハ何年何月何日ナルカ

答 明治十七年七月十三日夜十二時頃ト思ヘマス

問 當時石川イト方へ押入リナカラ金錢ヲ貸付高利ヲ貪リ□人ヲ苦

シメ其レガ為メ已ニ縊死シタルモノモアリ悪ムヘキ所為ナレハ

殺シニ来タ又ハ家モ焼払テモ飽足ラス杯ト言フタルカ右ハ誰々

ナルヤ

答 銘々口々ニ悪言ヲ吐キマシタガ私モ又悪口致シマシタ

問 其際飯ヲ食シタルモノアルガ誰々ナラン

答 若者等四五名モ飲食シタト思ヘマス

問 右強奪ヲナシタルハ何等ノ用ニカ供スルノ意ナルヤ

答 政府ヲ転覆シ改良セントノ主意ナル由ナリ

問 政府ヲ転覆改良セントスルニハ如何ナル手順ヲ行フ手筈ナルヤ

答 爆裂彈ヲ使用シテ伊藤大臣ヲ初メ三島総監等ヲ殺害セントノ企

望ナルト確信セシ故ヘ不日出京セントモ考ヘ居リマス位ナリ

問 石川イト宅ニテ當時強奪セラレタル金額ハ古金銀類紙幣等ニテ

合金貳百四拾九円三拾錢ナリト言フニ奪取リタル高ハ漸々七拾

円余ナルガ其相違アルハ如何

答 鈴木音高ガ配当ヲ致シマシタカラ或ハ同人ガ其際横取セシカモ

知リマセン現ニ其際鈴木音高ヲ糾サント言フモノガアリマシタ

ルヲ私ガ制止シタル位ナレバ多分音高ガ横取セシナラン

右訊問セシ処ヲ其目前ニテ録取シ読聞カセタルニ相違ナキ旨ヲ認メ

因テ共ニ署名捺印ス

明治十九年六月十四日

東京仮留監ニ在ルノ間ハ煉化工場ニ於テ乾方ニ服役シ当監ニ入ルノ初メハ外役雑業ニ服役シ当今ハ経師工ニ服役勉勵ス

賞

入監以來獄則ヲ謹守シ役業ニ勉勵シ改悛ノ行為著シキヲ以テ明治廿三年六月廿二日賞表一個付与仍ホ又全廿七年三月廿五日ニ一個全廿九年八月十八日ニ一個増与ス

罰

明治廿三年十月廿四日書信ヲ包蔵シタル科ニ依リ減食二日ニ処シ賞表一個褫奪ス

出獄後生計ノ目的

本囚ハ入監後雑役又ハ経師工ニ熟練シ自活ノ道ニ於テ欠クル処ナシト雖トモ出獄後ノ思想ハ牧蓄等ノ実業ニ従事スト云フ以上

明治三十年三月 分監長 畑 一 岳 圃

二 宮本鏡太郎、鈴木辰三、山岡(鈴木)音高、中野二郎三郎の獄中行状録

行状録 (宮本鏡太郎)

刑名	元徒刑十五年、卅年一月、勅令第七号ニ依リ重懲役十一年トナル	刑期起算ノ日	明治廿年七月十三日	番号	戊子第百一号
罪名	強盜傷人	刑期ノ経過	九年余	氏名	宮本鏡太郎
裁判所	東京重罪裁判所	犯数	二犯	年齢	文久二年九月生

獄署ノ經由

(正史)

明治二十年七月十九日東京監獄ニ入全年十二月廿日東京仮留監ニ入り全廿一年十月十三日空知監獄署即チ現今ノ北海道集治監空知分監ニ入ル

右監中ノ行状

本囚ハ性質敏活普通教育アリ入監以來書信包蔵ノ科ニ依リ一回ノ懲罰受ケタルモ前非ヲ悔ヒ今ハ賞表二個ヲ有シ謹慎ノ状顯著ニシテ將來再犯ノ虞ナク自活ノ道ニ就クヲ得ルモノト確認ス

親屬トノ關係

本囚ノ父母其他近親ノモノハ已ニ死亡シ且ツ未タ妻子ヲ有セサルモノナル故親屬ニ対スル意向ヲ認ムルニ由ナシ

役業ノ勤怠

行状録 (鈴木辰三)

刑名	重懲役十一年	刑期起算ノ日	明治二十年七月廿三日	番号	癸巳第壹号
罪名	共謀持兇器強盜	刑期ノ経過	九年八ヶ月十日	氏名	鈴木辰三
裁判所	東京重罪裁判所	犯数	初犯	年齢	安政三年六月生

獄署ノ經由

明治二十年七月十八日東京警視庁監獄署ニ入り全年十二月二十日東

京仮留監ニ入り全二十一年十月十三日北海道庁空知監獄署即チ現今ノ北海道集治監空知分監ニ入り全二十六年三月十日全監網走分監ニ転入ス

在監中ノ行状

本囚ハ壯年ノ比ヨリ代言ヲ業トシ傍ヲ官庁等ノ請負ヲナス恒ニ自由民権ノ説ヲ悦ヒ私ニ交ヲ自由党ノ士ニ納ル明治十七年赤井景昭^(認)ヲ自宅ニ隠匿セシ以来公然自由党ト提携シ以テ国政ヲ改良センコトヲ謀ル遂ニ金品強奪等ノ非常手段ヲ行ヒ本刑ヲ受ク入獄后深く其非ヲ悔悟シ今日ニ至リテハ平和ヲ以テ世ニ処スル必要ヲ覚知シ余暇ニハ經濟及哲學等ノ書ヲ講究シ真心追悔謹慎ノ状アリ又役業ハ当今大工ニ服シ専心勉勵稍々其ノ歩ヲ進ム総テノ動作ニ微スレハ再犯ノ虞ナク他日自活ノ道ニ就キ得ヘキモノト確認ス

親屬トノ關係

本囚ニ父アリ本年八十二歳ノ高齢ニシテ実兄新蔵ノ許ニ在リ妻ハ入獄後離別シ実子一人十三歳兄及親戚ノ教養ヲ受ク兄ハ農業ヲ営ミ生計普通又親族故旧ニ屢々通信ス同族相思ノ情ハ常ニ切ナルモノト視察ス

役業ノ勤怠

東京仮留監ニ入監以來雜業ニ服役シ当監ニ入ルモ尚ホ雜業ニ服役シ尋テ木工ニ服役シ専心勉勵スルヲ以テ常ニ食費ヲ償フ工錢ヲ得身体亦強健ナリ

賞

入監以來獄則ヲ遵守シ役業ニ勉勵シ改悛ノ行為著シキヲ以テ明治二

自由党静岡事件の新資料二篇

十三年六月廿二日賞表一個付与セラレン所因ラサル犯則ノ為ノ全二十五年二月十八日該賞表ヲ褫奪セラル然レトモ以来大ニ悔改獄則ヲ遵守シ役業ニ勉勵シ改悛ノ行為著シキヲ以テ全二十七年一月二日賞表一個付与前全断ニ付全二十八年一月三十日賞表一個増与前全断ニ付全二十九年十一月一日賞表一個増与ス

罰

明治二十五年二月十八日看守ニ抵抗シタル所為ニ依リ五昼夜ノ闇室ニ処シタルコトアリ

満刑後生計ノ目的

本囚ハ資産ナク満期放免後ハ専ラ実業ヲ以テ生計ヲ営ム目的ナリ以上

明治三十年三月廿九日

北海道集治監網走分監詰分監長 高山 幸男 囹

行状録 (山岡音高)

刑名	元徒刑十四年、三十年一月勅令第七号ニ依リ減刑重懲役十年六月	刑期起算ノ日	明治二十年七月十三日	番号	戊子第四百号
罪名	持兇器強盜	経期過ノ	九年余	氏名	山岡音高
裁判所	東京重罪裁判所	犯数	初犯	年齢	文久二年七月生

獄署ノ經由

明治廿年七月十九日東京監獄ニ入り全年十二月廿日東京仮留監ニ入

八九 (一一六五)

リ全廿一年十月十三日空知監獄署即チ現今ノ北海道集治監空知分監ニ入ル

在監中ノ行状

本囚ハ性質敏捷活発相当ノ文学ヲ修ムルモノニシテ入監已来獄則ヲ謹守シ常ニ官吏ノ教令ヲ遵守シ改悔ノ状極メテ顯著且ツ出獄後再犯ノ虞ナキモノト認ム

親屬トノ關係

本囚ニハ両親ト兄弟二人アリ妻子ナシ常ニ此近親ニ対シ書信ヲ往復シ思親ノ情最モ切実ナルモノト認ム

役業ノ勤怠

東京仮留監ニ在ルノ間ハ煉化土鍊業ニ服役シ当監ニ入ルノ初ハ外役土方又ハ水道工事等ニ服シ次ニ長ク炊所夫ト為リ当今ハ酒掃夫トナリテ勉勵ス

賞

入獄已来獄則ヲ謹守シ役業ニ勉勵シ改俊ノ状著シキヲ以テ明治廿三年六月廿二日賞表一個付与全廿五年五月十五日ニ一個全廿七年三月廿五日ニ一個ヲ増与ス

罰

明治二十六年九月三十日官吏ニ不敬ノ行為アルモ其情輕キヲ以テ將來ヲ戒諭ス其他罰ナシ

出獄後生計ノ目的

本囚ハ元代言人ト為リ且ツ相当ノ教育アルモ身ニ専門ノ手芸ナク出獄後ニ於テハ文筆ヲ以テ相応ノ生計ヲ立テ得ルモ本人ハ農事ニ従事

スト云フ以上

明治三十年三月

分監長 畑 一 岳 園

行状録 (中野二郎三郎)

刑名	罪名	裁判所
元徒刑十四年、卅年一月勅令第七号ニ依リ減刑懲役十年六月トナル重禁錮二月ヲ免除シ十年三月廿五日	持兇器強盜	東京重罪裁判所
刑期起算ノ日	経刑期ノ過	犯數
明治二十年七月十三日	九年余	二犯
番号	氏名	年齢
戊子第三百三号	中野二郎三郎	嘉永六年六月生

獄署ノ經由

明治二十年七月十九日東京仮留監ニ入ル明治廿一年十月十三日空知監獄署即チ現今ノ北海道集治監空知分監ニ入ル

在監中ノ行状

本囚ハ性質伶俐ニシテ普通文学アリ入監以來懲罰ヲ受クルコトナク常ニ前非ヲ悔ヒ謹慎ノ状顯著ニシテ將來トモ再犯ノ虞ナキモノト認ム

親屬トノ關係

本囚ニハ老母ト妻アリ母ハ當時京都府上京区松原通ニ居住シ妻ハ多年札幌ニ居住シ常ニ夫ノ消息ヲ窺ヒ本囚モ又此等近親遠親ヲ問ハス

信書ヲ往復スルノ情最モ切ナルモノト認ム

役業ノ勤怠

東京仮留監ニ在ルノ間ハ他ニ手芸ナキヲ以テ擣穀業ニ服役勉勵シ当監ニ入ルノ初ハ外役土工或ハ運搬又ハ糞工糸繰等ニ歷事シ当今ハ長ク看護夫ニ服役勉勵ナルモノナリ

賞

明治廿三年六月十一日市街出火監獄署工場ニ延焼セントスル際臨機ノ命ヲ受ケ消防ニ尽力ニ付金拾銭賞与ス又入監以來獄則ヲ謹守シ役業ニ勉勵シ改悛ノ行為著シキヲ以テ明治廿三年六月廿二日賞表一個付与ス仍ホ弛怠ナク謹慎ノ状アルヲ以テ全廿五年五月十五日ニ一個全廿七年三月廿五日ニ一個ヲ増与ス

罰

入監以來罰ヲ受ケス

出獄後生計ノ目的

本囚ハ看護ノ業ニ習熟スルト雖トモ生計ヲ立ツルニ十分ナラス相当ノ文筆アルヲ以テ商業或ハ筆生等ニ従事スルノ意アルモ未タ確定スルモノナン以上

明治三十年三月

分監長 畑 一 岳 園